

<対策のポイント>

国営土地改良事業によって造成され、高度の公共性を有し、利害が2都府県以上にわたる等の農業水利施設について、又は、同一水系内の複数の国営土地改良事業により造成された基幹的水利施設について、国が管理を行います。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<事業の内容>

1 一般型

国営土地改良事業により造成された大規模なダム、頭首工等を対象として、以下の採択基準を満たすものを、国が管理します。

- ① 治水、利水等の面において高度の公共性を有すること
- ② 管理に当たって特別な技術的配慮が必要とすること
- ③ 施設又はその操作による利害が2都府県以上にわたるもの（北海道及び沖縄を除く）

2 総合管理型

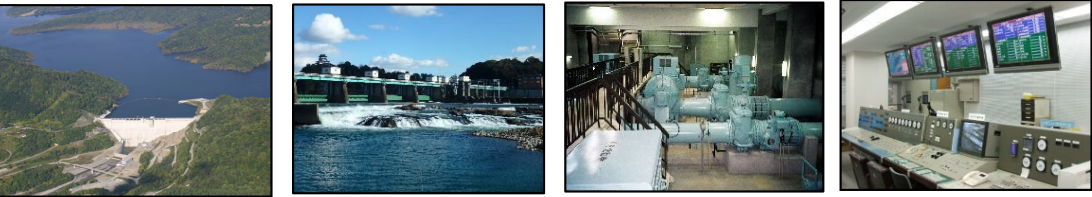
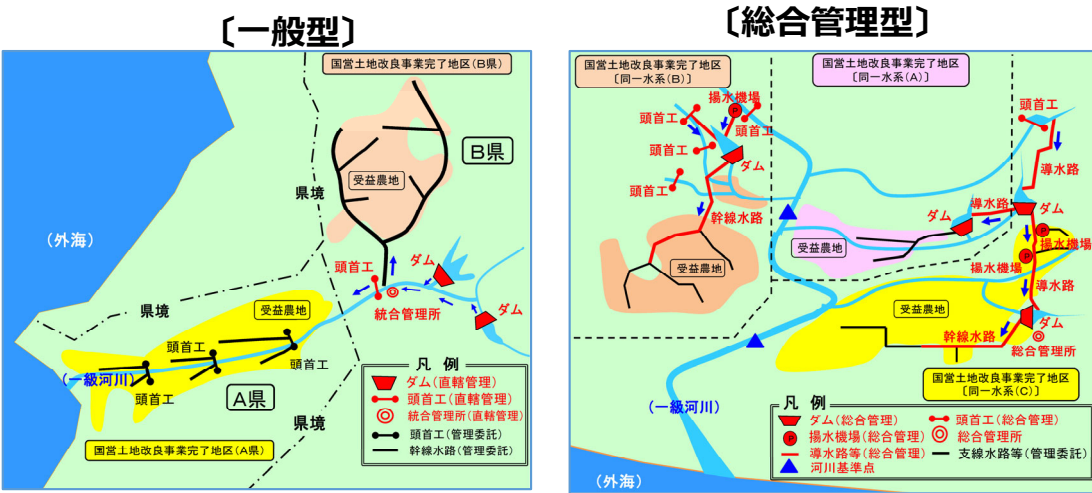
同一水系内の複数の国営土地改良事業により造成された基幹的水利施設を対象として、以下の採択基準を満たすものを、国が一元的に管理します。

- ① 同一の水系における複数の国営土地改良事業により造成された基幹的水利施設（以下「基幹水利施設群」という。）
- ② 基幹水利施設群の効用を適正に発揮されるため、それらの管理を一元的な管理体制により行うことが適正であると認められる施設

<事業実施主体>

国（国費率：農林水産省77.5% 北海道8/9）

<事業イメージ>



(ダム) (頭首工) (揚水機場) (総合水管理)